

委員会から

本会は、公益社団法人 日本技術士会に移行しました！

Getting a New Fresh Start of The Institution of Professional Engineers, Japan

総務委員会

本会は、予ねて公益社団法人に向けての認定申請中でしたが、このたび公益認定を受けました。直ちに文部科学省に対して、技術士試験の試験及び登録に関わる指定機関としての必要な手続を経て、4月11日公益社団法人日本技術士会としての登記を行いました。このことによる今後の本会の運営上の主要な変更について以下に解説致します。

1 法人として全ての事業が公益事業に認定

公益社団法人であっても、公益目的以外の収益事業などの実施も一定比率以内であれば認められますが、今回の認定において本会の事業の全てが公益事業である、とされました。このことにより、従来通り本会のすべての事業について、法人税は非課税となります。

2 法人として設立根拠法の変更

本会は、従来は民法に基づく公益法人でしたが、新たに「一般社団法人法^{*1}」と共に「公益社団法人等認定法^{*2}」に基づく公益社団法人となり、設立根拠となる法律が変わりました。行政庁としても新たに内閣府（内閣総理大臣）の監督に属することとなります。

一方本会は、技術士法第54条に基づき設立された法人であること、及び技術士試験の試験及び登録に関わる指定機関であることは変わりませんので、技術士法の規定により以前と変わらず文部科学省の監督に属することとなります。

3 定款の変更

新たな法律の規定に基づき変更が求められていた定款変更（案）については、総会において承認された内容通り、新法人が登記された4月11日から新たな定款として施行されました。特に、本

* 1：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）

* 2：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）

会の性格を明確にしている「本会の目的と事業」は以下の通りです。

（目的）

第3条 本会は、全国の技術士の品位の保持、資質の向上及び業務の進歩改善を図るため、技術士の研修並びに会員の指導及び連絡に関する事務等の業務を全国的に行い、もって科学技術の向上及び国民経済の発展並びに国際交流の推進に寄与し、更には広く社会に貢献することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 技術士及び技術者の倫理の啓発に関する事項
- (2) 技術士の資質向上に関する事項
- (3) 技術士制度の普及・啓発に関する事項
- (4) 技術士法に基づく試験及び登録に関する事項
- (5) 技術士の業務開発及び活用促進に関する事項
- (6) 技術系人材の育成に関する事項
- (7) 国際交流及び国際協力活動並びに国際資格に関する事項
- (8) 科学技術を通じた社会貢献活動に関する事項
- (9) 科学技術についての行政施策への協力及び提言並びに調査研究に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するための事項

図1 新定款からの抜粋

4 適用法律の変更に伴う運営上の変更

4.1 役員選任が総会承認事項に

従来、会員から選任される役員については、役員選挙による当選者とし、総会の場では報告事項としてきていましたが、一般社団法人法^{*1}の規定により、役員を選任には総会での承認が必要となりました。

つきましては、現在実施中の役員選挙は、役員

候補者選出選挙とし、当選者について改めて6月の定時総会において選任の承認が必要になります。このための必要な規定の変更等整備は、5月理事会において行います。

なお、役員定数や役員選出のための選挙制度の変更はありません。

4.2 理事会は、委任状による出席が不可に

従来は、理事会を欠席した理事についても、議決の委任や書面による表決など行った場合は出席したもののみなされていましたが、一般社団法人法^{*1}の規定において、理事会の欠席者を出席とみなす制度は導入されませんでした。

4.3 総会定足数が1/3に変更

総会において欠席する正会員が議決権の委任または行使書を提出した場合は、以前通り出席したもののみなされます。その出席も含めた定足数については、今回の適用法律により変更することが可能となり、本会は1/3に変更することとしました。

5 本会の課題解決に向けた運営上の変更

5.1 会員種別の変更

従来、会員、準会員A、準会員Bとしていた会員種別は、新定款では、正会員と、準会員にまとめることになりました。

また、本年は会員拡大のため1年間に限定して入会金の免除を本年3月理事会で決定し実施中ですが、恒久的な制度変更として準会員を1年以上続けている方が技術士登録をし、正会員となる場合の入会金は免除されることになりました。

5.2 関東甲信地域での県組織の設置が可能に

地域的な会員活動の活性化を図る必要があることから、新定款第5条において「本会は、本会の全国的な事業実施及び会員の地域的な活動の活性化に対応するため、理事会の決議により支部その他の地域組織を設けることができる」と規定し、現行の支部以外に新たな地域組織を設置すること

が可能となりました。

特に関東甲信地域における県単位での地域組織設置については、平成22年11月理事会においてその基本骨子が図2の通り承認され、詳細規定の制定に入ることになりました。

- (1) 会員が住所又は勤務先所在地に応じて県単位に属する組織とし、名称は、「〇〇県支部」とする。合わせて現在の支部は、「△△本部」に改称する。
- (2) 東京都を区域とする地域組織については、本部が活動対応も可能であることから、当面設置しない。
- (3) 新たに設置可能とする「〇〇県支部」は、従来通り役員（候補者選出）選挙の推薦母体とはしない。
- (4) 県単位の組織は、当該地域の会員から選挙により選ばれた幹事により運営する。
- (5) 幹事の代表者は、会長が理事会の承認を得て選任し、支部長と称する。
- (6) 「〇〇県支部」においては、技術者倫理の啓発、CPD事業の他、社会貢献活動の実施など本会の事業を幅広く実施する。
- (7) 「〇〇県支部」の設置については、当該地域に属する正会員20名以上の発議に基づき、当該地域の正会員のうち30%以上の賛同があることを総務委員会が確認した上で理事会に付議し、その承認を得るものとする。
- (8) 「〇〇県支部」の事業運営に当たっては、各支部・部会と同様にCPD活動に関する費用の一部助成の他、属する正会員の会費の5%相当額を活動拠点整備として支援することとする。
- (9) 「〇〇県支部」の組織的な管轄は総務委員会が行い、地域本部に相当する上位組織を新たに設置しない。
- (10) 従来通り業務受託における契約者名義は会長のみとし、現行支部と同様に契約権限の委譲は行わない。

図2 関東甲信地域における県単位での地域組織の骨子

従来から関東甲信地域では、本会と提携関係にある8県技術士会が有志としての活動してきておられますが、このたびは本会として内部組織（県支部）を新たに設置し、本会としての地域的な会員活動の活性化を図ることとしたものです。

なお、現行支部管轄地域における県等単位での地域組織（〇〇県（府）支部）についても、現行支部の判断により設置が可能となるように、並行的に検討が進められています。